東京駅前八重洲地区都市再生安全確保計画 【帰宅困難者に関する計画編】

令和5年3月

東京都心·臨海地域都市再生緊急整備協議会 (東京駅前八重洲地区都市再生安全確保計画作成部会)

目 次

はじめに

- 1. 本地区における滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針
 - 1-1. 本地区における都市再生安全確保計画の意義
 - 1-2. 都市再生安全確保計画の作成体制および役割
 - 1-3. 本地区における被害の検討等
 - 1-3-1. 本地区の現状
 - 1-3-2. 想定する被害のシナリオ等
 - 1-4. 想定する課題
 - 1-5. 都市再生安全確保計画の目標
 - 1-6. 都市再生安全確保計画の推進
- 2. 本地区における滞在者等の安全の確保のために実施する事業および事務
 - 2-1. 都市開発事業の施行に関連して必要となる都市再生安全確保施設の整備および管理
 - 2-2. その他の滞在者等の安全の確保のために実施する事業
 - 2-3. 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務
 - 2-4. 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項
- 3. 参考

【用語の定義】

はじめに

国は平成24年3月に都市再生特別措置法(以下「法」という。)を改正し、都市再生安全確保計画制度を創設した。これは、都市再生緊急整備地域において、官民が連携した組織を地区ごとに組成し、その地区の「都市機能の継続」および「滞在者等の安全確保」を目的とした都市再生安全確保計画を作成・実践することで、地区の防災対応力強化を図り、都市の国際競争力向上に取り組むものである。

これを受け令和元年11月に、東京駅前八重洲地区(以下「本地区」という。)において東京駅前八重洲地区都市再生安全確保計画作成部会(以下「本部会」という。)を組成した。また、令和2年3月には、「都市機能の継続」に必要な都市のエネルギー確保に関する計画である「東京駅前八重洲地区都市再生安全確保計画【エネルギーに関する計画編】」を策定し、計画に定めた事業の推進を進めている。

今般、都市安全確保計画制度のもうひとつの命題である地区の「滞在者等の安全確保」を目的とする「東京駅前八重洲地区都市再生安全確保計画【帰宅困難者に関する計画編】(以下「本計画」という。)」を策定し、滞在者等の安全・安心が確保された災害に強いまちづくりを進め、さらなる国際競争力の向上を目指す。(図1参照)

- 1. 本地区における滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針
- 1-1. 本地区における都市再生安全確保計画の意義

中央区では、東京駅前地域の将来像を示すため「東京駅前地域のまちづくりガイドライン」を平成20年11月に策定し、上位・関連計画の見直しを契機にした改定を加えながら運用している。

また、東日本大震災を教訓とする都市防災力の向上および上位計画に基づく国際競争力の強化を踏まえたまちづくりへと誘導するため、平成30年4月に「東京駅前地域のまちづくりガイドライン2018(以下「まちづくりガイドライン」という。)」を策定した。

まちづくりガイドラインでは、鉄道駅や地下街と接続する東京駅前拠点として「東京駅前地区」を指定し、 空港や各地方都市との広域交通結節機能を強化するとともに、業務・商業・観光・コンベンション機能等 を導入し、都市機能の更新・高度化を図る地区としている。

また、「災害に強いまちづくり」を指針に掲げ、「一大ターミナル駅である東京駅の周辺においては、災害時に東京駅および駅周辺に発生する帰宅困難者に安全な空間を確保するなど減災の取組みを行い、市街地再開発事業を契機とした駅周辺の帰宅困難者の受入・誘導、搬送の拠点形成を目指す」としている。

市街地再開発事業が推進される東京駅前地区では、令和5年現在において、八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業による「東京ミッドタウン八重洲」が全て開業し、また、当該建物地下部分には「バスターミナル東京八重洲」の第1期エリアが開業し、まちづくりガイドラインに準じた環境が具現化するとともに、市街地再開発事業が更に推進されることから、まちの状況が大きく変わろうとしている状況にある。

以上から、まちづくりガイドラインの「東京駅前地区」を本計画の対象範囲(図2参照)として設定し、まちの将来像を考慮した「滞在者等の安全確保」を目的とし、本計画を作成する。

本地区における都市再生安全確保計画

【エネルギーに関する計画編】 (令和2年3月策定(当初)) 【帰宅困難者に関する計画編】 (本計画)

図1. 本地区における都市再生安全確保計画の構成

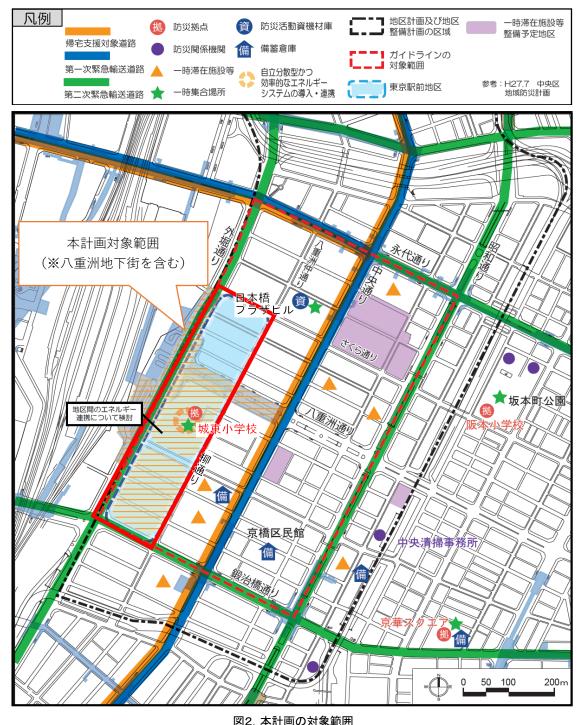


図2. 本計画の対象範囲 (引用:ベース図に「東京駅前地域のまちづくりガイドライン2018(中央区)」を抜粋し、対象範囲を追記)

1

1-2. 都市再生安全確保計画の作成体制および役割

都市再生安全確保計画の作成には、地域の防災計画との調和および関係者ネットワークの構築が重視される。

本計画は、防災に関する関係行政機関、地区内の一時滞在施設の管理者、来街者等が多く集まる八重洲地下街、バスターミナル東京八重洲の管理者、災害時のエネルギー供給を行う事業者および建物の維持管理運営等を行うエリアマネジメント団体が参画する。

また、民間事業者が主体となり運営にあたる「中央区帰宅困難者支援施設運営協議会」ならびに本地区に近接し東京駅を含む地区で都市再生安全確保計画を作成・運用する「大手町・丸の内・有楽町地区都市再生安全確保計画作成部会」との連携を図ることできる体制(図3および表1参照)を構築し、計画を作成する。

本部会では、本地区の現状および将来像について共有し、滞在者等の安全確保のための基本的な方針および目標設定について検討し、本地区における都市再生安全確保施設の整備および管理について本計画に位置付ける。

また、本計画に位置付けた都市再生安全確保施設は、中央区帰宅困難者支援施設運営協議会と連携する体制を別に組成し、施設の運用マニュアル等の作成および避難訓練等を実施する。

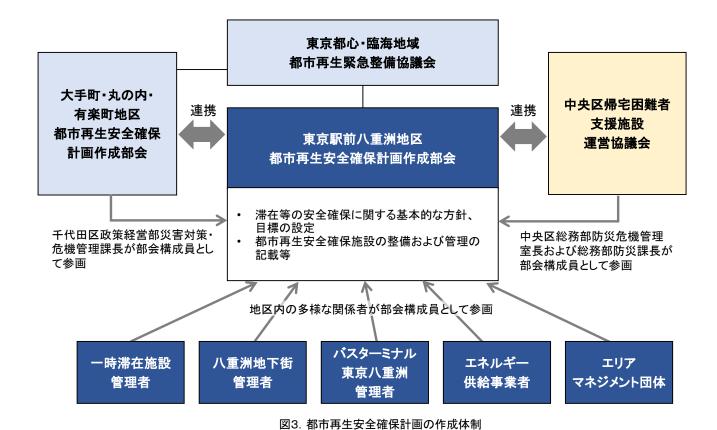


表1. 本部会構成員

行政機関	民間企業・団体等							
内閣府 地方創生推進事務局 参事官補佐	独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部都心業務部担当部長							
国土交通省 関東地方整備局 建政部 都市整備課長	東京駅前八重洲一丁目東A地区市街地再開発組合 理事長							
国土交通省 関東運輸局 総務部 安全防災·危機管理課長	東京駅前八重洲一丁目東B地区市街地再開発組合 理事長							
東京都 都市整備局 総務部 調整担当課長	東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社取締役常務執行役員							
東京都 都市整備局 都市づくり政策部 開発企画課長	八重洲二丁目北地区市街地再開発組合 理事長							
東京都 総務局 総合防災部 事業調整担当課長	八重洲二丁目中地区市街地再開発組合理事長							
中央区 都市整備部長 ★部会長	八重洲地下街株式会社 代表取締役社長							
中央区 都市整備部 まちづくり事業担当課長	三井不動産株式会社 サステナビリティ推進本部 環境・エネルギー事業部長							
中央区 総務部 防災危機管理室長	三井不動産TGスマートエナジー株式会社 代表取締役社長							
中央区 総務部 防災課長	八重洲二丁目北地区エリアマネジメント 代表理事							
千代田区 政策経営部 災害対策·危機管理課長	セイレイ興産株式会社 東京事務所 所長							
警視庁 中央警察署長								
東京消防庁 日本橋消防署長								
東京消防庁 京橋消防署長								

1-3. 本地区における被害の検討等

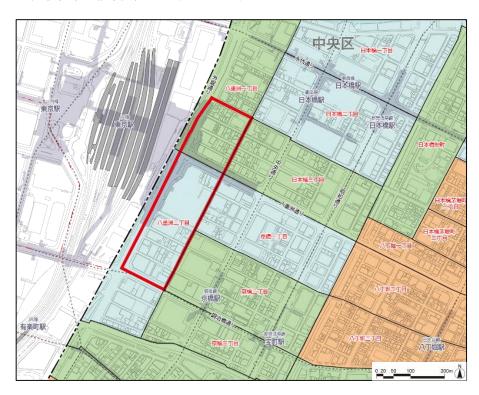
1-3-1. 本地区の現状

1-3-1-1. 地震に関する危険性

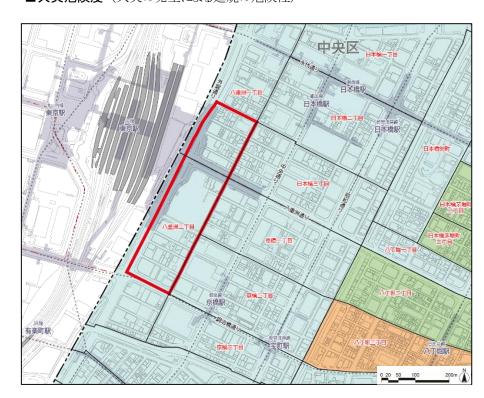
東京都が公表する「地震に関する地域危険度測定調査 (第9回)(令和4年9月)」の結果をもとに、本地区および周辺 における地震に関する危険性を図4に示す。

本地区および周辺における総合危険度はランク1が示され、 地震に関する危険性は相対的に低いと言える。また火災危 険度、災害時活動困難係数は、概ねランク1となっているが、 本地区周辺エリアでの建物倒壊危険度に関しては、ランク2 および3が示され、周辺エリアにおいて建物倒壊による帰宅 困難者が発生し、周辺エリアから本地区へ流入する可能性 がある。

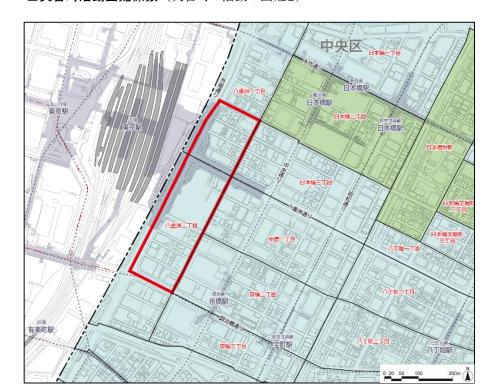
■建物倒壊危険度(建物倒壊の危険性)



■火災危険度(火災の発生による延焼の危険性)

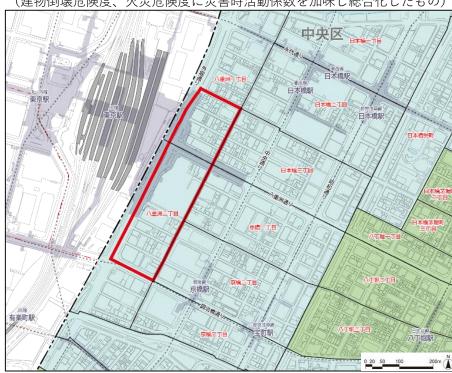


■災害時活動困難係数(災害時の活動の困難さ)



■総合危険度

(建物倒壊危険度、火災危険度に災害時活動係数を加味し総合化したもの)

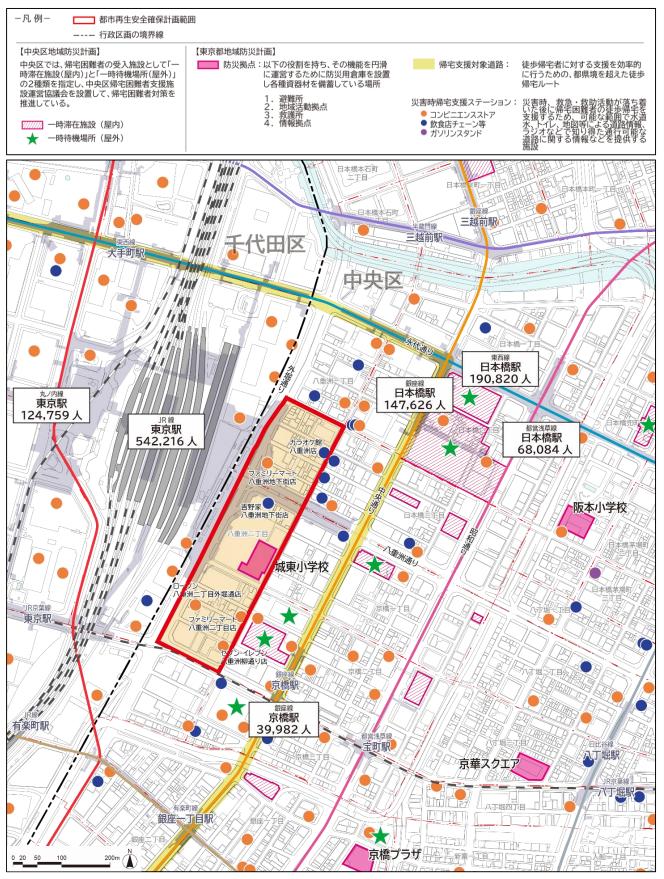


1-3-1-2. 災害対策施設等

本計画の対象範囲内に鉄道駅は存在しないが、周辺には東京駅および日本橋駅、京橋駅が存在し、 周辺の駅の1日の乗降利用者数の合計は約110万人を超え、各駅に囲まれる本地区には多方面から の来街者や就業者が滞留することが想定される。

本地区の周辺には、中央通りが「帰宅支援対象道路」として指定され、周辺のコンビニエンスストアや 飲食チェーン等の多くが「災害時帰宅支援ステーション」に指定されている。また、日本橋駅・京橋駅間 の中央通り周辺には一時滞在施設(屋内)および一時待機場所(屋外)が存在している。

本地区内には城東小学校防災拠点が存在し、災害時には地域住民の避難所、地域活動拠点、救護所、情報拠点として機能する。



出典)・東京都防災マップ(令和4年1月28日確認時点)・

- ・中央区防災マップ(令和4年9月)
- · 中央区地域防災計画(令和3年修正)
- · 帰宅困難者一時滯在施設一覧(中央区HP: 令和4年9月8日更新)

・関東交通広告協議会・各社・各駅 乗降人員・通過人員・輸送人員 《令和2年度1日平均》

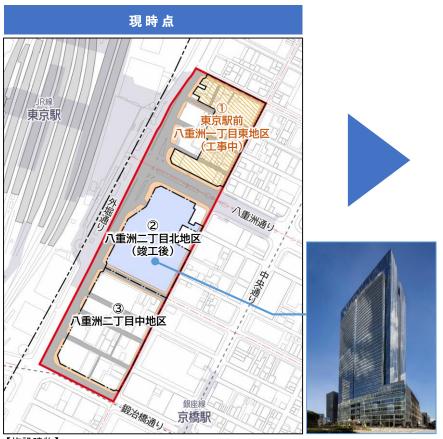
図5. 災害対策施設等

1-3-1-3. 市街地再開発事業等

八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業による「東京ミッドタウン八重洲」が令和5年3月に全て開業した。また、その他に本地区では、「東京駅前八重洲一丁目東A地区第一種市街地再開発事業」、「東京駅前八重洲一丁目東B地区第一種市街地再開発事業」、「八重洲二丁目中地区第一種市街地再開発事業」が現在進められている。東京駅前八重洲一丁目東地区は令和7年度に竣工予定、八重洲二丁目中地区は令和10年度に竣工予定で事業が進められており、本地区の令和8年度時点および令和11年度時点の市街地再開発事業の状況を図6に示す。

本地区の地下部分には、都市再生特別措置法第19条の2の規定による「東京都心・臨海地域(八重洲地区)整備計画」に基づき、「バスターミナル東京八重洲」の整備が進められている。現在、八重洲二丁目北地区におけるバスターミナル(第1期エリア)は令和4年9月に開業し、今後、各市街地再開発事業の竣工に合わせ段階的に開業する予定である。

図6. 市街地再開発事業等



- 【施設建物】
- 延べ面積:約293,000㎡(A-1・A-2街区合計)
- 主要な用途(事務所、店舗、宿泊施設、教育施設、バスターミナル、子育て支援施設等)

【出展】

三井不動産株式会社令和4年9月15日ニュースリリース「東京ミッドタウン八重洲 (竣工・令和5年3月10日開業決定)」



【施設建物】

- 延べ面積:約225,200㎡
- ・ 主要な用途(事務所、店舗、カンファレンス、医療施設、バスターミナル、駐車場等)

【出典】

東京都HP「東京駅前八重洲一丁目東B地区第一種市街地再開発事業(東京都·令和3年10月31日)」抜粋



【施設建物】

- 延べ面積:約388,300㎡
- 主要な用途(事務所、店舗、サービスアパートメント、インターナショナルスクール、バスターミナル、劇場、駐車場等)

【出典】

東京都HP「八重洲二丁目中地区第一種市街地再開発事業(東京都·令和3年10月31日)」抜粋



【出展】 独立行政法人都市再生機構および京王電鉄バス株式会 社令和4年3月15日ニュースリリース「9月17日(土)開業予 定の(仮称)八重洲バスターミナルの名称を「バスターミナ ル東京八重洲」に決定」

1-3-2. 想定する被害のシナリオ等

1-3-2-1. 想定する災害

「首都直下地震等による東京の被害想定」(令和4年5月東京都)(以下「東京の被害想定」という。) において、地震の被害が最大とされる「都心南部直下地震」を想定する。当該地震発生時の東京都 全体および中央区内における主な被害等を表2に示す

表2. 想定する地震と主な被害

	想定する地震	都心南部直下地震/マグニチュード7.3/ 冬・夕方 風速 8m/s			
	主な被害等	東京都全体	中央区		
建物被害	全壊・焼失棟数(棟)		194,431棟	718棟	
人的被害	死者数(人)		6,148人	84人	
人的被告	負傷者数(人)		93,435人	2,702人	
	電力	停電率	11.90%	22.20%	
	通信	不通回線率	4.00%	1.00%	
ライフライン	上水道	断水率	26.40%	45.50%	
	下水道	被害率	4.00%	4.40%	
	ガス	供給停止率	24.30%	30.00%	
滞留者数		15,836,955人	647,808人		
	尼 中被纵 夹	学校	2,027,111人	13,591人	
	屋内被災者	業務	7,394,991人	528,690人	
内 訳	屋外被災者		1,128,396人	48,680人	
	待機人口		4,921,450人	42,820人	
	滞留場所不明人口		365,007人	14,027人	
帰宅困難者数 ※1		4,151,327人	337,098人		

^{※1. 「}首都直下地震等による東京の被害想定」(令和4年5月東京都)で推計された東京都市圏内からの流入者における東京都全体及び中央区の帰宅困難者数を示す。

1-3-2-2. 被害シナリオと災害時発生する事象

本地区は、市街地再開発事業により地区の状況が大きく変化することが想定される。そのため、本地区の将来の被害シナリオとして、東京の被害想定による「中央区の滞留者数」の結果をもとに、本地区における現時点の「地区滞留者数」および「帰宅困難者数」を算出し、「1-3-1-3.市街地再開発事業等」に示す市街地再開発事業の施設計画をもとに「令和8年度時点」および「令和11年度時点」の滞留者等を推計する。(表3参照)

「現時点」では、地震発生時において7,576人の帰宅困難者が発生するのに対し、一時滞在施設(屋内)の受入れ可能人数が1,514人の状況にあり、受入れ施設が不足することが予想される。一方、地区の市街地再開発事業が進むことで、建物の安全性が向上し帰宅困難者発生が抑制され、かつ一時滞在施設が新設されることにより、令和8年度以降は本地区内で発生する全ての帰宅困難者を受入れることが可能となる。

【帰宅困難者の推計手法の概要】

本地区の「来街者数」および「就業者数」は、東京の被害想定で推計された「中央区の滞留者数」をもとに、「第6回東京都市圏パーソントリップ調査」による「小ゾーン00210の発生集中量」および「平成27年度国勢調査」の「昼間人口」並びに「ゼンリン建築ポイントデータ(株式会社日建設計総合研究所保有データ)」の「建物延べ床面積」の割合を用いて算出する。

再開発後の将来における災害時の帰宅困難者数を推計するために、「大規模開発地区関連交通計画マニュアル(平成26年6月国土交通省)(以下「交通計画マニュアル」という。)」を用いる。東京の被害想定の結果に基づく来街者数および就業者数の値と、交通計画マニュアルにより算出した値の比較により、本地区の来街者数および就業者数の原単位を設定し、市街地再開発事業の施設計画に基づく本地区の将来の来街者数と就業者数と想定し算出する。

本地区の帰宅困難者数は、地震発生直後に屋外の歩道等に滞留する来街者および就業者のうち、東京23区外から訪れ行き場を失った者を帰宅困難者として想定し算出する。

現時点 令和8年度時点 令和11年度時点 来街者施設 126,045 m 118,687m² 150,181 m 施設面積 就業者施設 367,625 m 445,196m² 739,617m² 来街者数 5.682人 5.350人 6.770人 地区内滞留者数 就業者数 25,275人 31,464人 52,273人 災害時歩道等滞留者数 17,598人 7,383人 8,803人 帰宅困難者数 ※1 7,576人 2,082人 2,338人 3.332人 一時滞在施設(屋内)受入可能人数 ※2 1.514人 5,878人

表3. 滞留者等の推計

^{※1.} バスターミナル東京八重洲の利用者はバスターミナル内で受け入れるため帰宅困難者数には含まない。

^{※2.} 各時点の一時滯在施設(屋内)受入可能人数は、現時点における計画上の人数であり、変動する可能性がある。

1-4. 想定する課題

課題1. 一時滯在施設等の不足

災害時に地区内で発生する帰宅困難者は、再開発が完了することで、全てを受入れることが可能となるが、令和8年度時点になるまでは、一時滞在施設等が不足する状況にある。

課題2. 一時滞在施設等の運用および周辺地区との連携

再開発とともに一時滞在施設等が拡充されるが、その運用方法は 未定である。また東京駅周辺地区で発生する帰宅困難者の流入等 について、周辺地区との連携体制が構築されていない。

課題3. 避難誘導

八重洲二丁目北地区においては、帰宅困難者のための一時滞在 施設等と地域住民のための防災拠点が一棟の建物内に併設され ており、災害時における避難誘導の方法を明確にする必要がある。

1-5. 都市再生安全確保計画の目標

本計画の基本方針

高次の中枢業務機能のほか、多様な都市機能が集積し、国際空港および地方都市とのアクセスが強化される東京駅前において、地震等の災害に対応できる高度な安全性を確保するために、3つの目標と対策の 方向性に基づき、官民連携および地区連携による防災対策を推進する。

表4. 本計画の「目標」および「対策の方向性」

					課題関連 ※2		
目標	対策の方向性	事業者 ※3	中央区	1	2	3	
地区内で帰宅困難者を発生させない	・交通機関が運行停止となり当分の間復旧の見通しが立たない場合には、安全性が確保された建物においては、就業者等を3日間、施設内に留めるよう努める。	0					
ため、各施設において一斉帰宅抑制	・就業者等が3日間留まるための水・食料・トイレ等の備蓄を行うとともに、平時から一斉帰宅抑制について周知を図る。	0					
に取り組む。	・建物内におけるオフィス機器の転倒・落下・移動防止対策等を実施することにより、安全な待機・滞在空間を確保する。	0					
	・本地区内の各施設は、中央区帰宅困難者支援施設運営協議会に加入し、外国人、高齢者および障害者等の要配慮者を十分に考慮しながら、災害時の実施体制に移 行する判断基準などを定めた一時滞在施設の運用マニュアルを作成する。また、周辺事業者との連携を図りながら、定期的に訓練を実施する。	0	0				
行き場のない帰宅困難者を各施設で 受入れられるよう対策を行うとともに、	・八重洲地下街等の商業施設およびバスターミナル東京八重洲における来街者の滞留状況や被害状況等について、情報共有ができる体制を早期に構築する。	0					
災害時における周辺事業者との連携 体制を構築し、災害対策の円滑な実 施を図る。	·同一の建物内に設置される帰宅困難者のための一時滞在施設等と地域住民のための城東小学校防災拠点が、それぞれ混乱なく機能できるよう、災害時の滞在者等の 誘導ルールを明確にし、災害時の情報連携体制を構築する。	0	0				
	·災害時に帰宅困難者の混乱を防ぎ、安全な誘導や正確な情報提供を行うため、各建物管理者からの情報収集の仕組みを早期に構築するとともに、周辺事業者や大手町・丸の内・有楽町地区等と連携を図り、周辺の被害状況を的確に把握する。	0	0				
	・建物管理者およびエリアマネジメント団体が、積極的に災害時における地区の安全確保の取組みに参加できるよう、建物管理者等のリスク軽減のための対策を講じる。	0					
自助および共助の実効性を確保し、 事業継続に係る機能を確実に整備・	·将来の開発整備や機能更新に合わせ、各事業者は、一時滞在施設および防災備蓄倉庫等の拡充を図るとともに、災害時の円滑な避難誘導および情報提供に資する 機器等の導入を推進する。	0					
運用することで、持続可能かつ高度な 安全性を確保する。	·地区内のエネルギーの自立により、災害時のエネルギーを確保するとともに、災害後も都市機能維持および事業継続可能なエネルギー運用を図る。	0					
メエはと唯体する。	・地震だけでなく風水害やその他大規模事故等の災害に対する滞在者等の安全を確保するための安全確保施設の整備および運用ルール等を作成する。	0					
	・就業者等に対して安全確保施設やその運用ルール、安全確保の取組みへの参加などについて周知を図る。	0					

- ※1. 実施主体凡例 ◎:主体的に対応する、○:主体と連携・協力し対応する
- ※2.「1-4.想定する課題」で示す3つの各課題と「対策の方向性」との関連性を示し、関連があるものを「ロ」で示す。
- ※3.「事業者」は、表1の「民間企業・団体等」に示す本部会構成員を示す。

1-6. 都市再生安全確保計画の推進

実施主体は、前項1-5 で設定した目標に向け計画に基づき各取組を実施する。また、今後設置が予定されている地区委員会(中央区帰宅困難者支援施設運営協議会の下位組織)において、定期的に検証を行い、 必要に応じて本部会に報告し計画の変更を行う。

- 2. 本地区における滞在者等の安全の確保のために実施する事業および事務
- 2-1. 都市開発事業の施行に関連して必要となる都市再生安全確保施設の整備および管理 (法第19条の15第2項第二号および第三号関係)

災害時の帰宅困難者の安全確保のため、表5に示す都市再生安全確保施設の整備および管理を 行う。

【種類:退避施設】

表5. 法第19条の15第2項第二号および第三号に係る計画

【生为	【俚類:这些爬ു								
都市再生安全確保施設に係る事項			事業に係る事項			管理に係る事項			
番号	施設の名称	所有者	実施主体	事業内容	実施 期間	管理主体	管理の内容	実施 期間	
1	一時滯在施設(屋内)および一時待機場所(屋外) (既存) (東京ミッドタウン八重洲)	管理組合	八重洲二丁 目北地区第 一種市街地 再開発組合	八重洲二丁目北 地区第一種市街 地再開発事業に おいて一時滞在 施設を整備	平成 30年 ~ 令和4 年	八重洲セント ラルタワー管 理組合	清掃・設備等のメン テナンス	令和4 年~	
2	一時滯在施設(屋内) (既存) (YANMAR TOKYO)	セイレイ興産株式会社	セイレイ興産 株式会社	都市再生特別地区 において一時滞在 施設を整備	令和2 年~ 令和4 年	セイレイ興産 株式会社	清掃・設備等のメン テナンス	令和4 年~	
3	一時滯在施設(屋内) (東京駅前八重洲一丁目 東B地区第一種市街地再 開発事業)	管理組合	東京駅前八 重洲一丁目 東B地区第一 種市街地再 開発組合	東京駅前八重洲 一丁目東B地区 第一種市街地再 開発事業におい て一時滞在施設 を整備	令和3 年~ 令和7 年予 定	管理組合	清掃・設備等のメン テナンス	令和7 年予 定~	
4	一時滞在施設(屋内) (八重洲二丁目中地区第 一種市街地再開発事業)	管理組合	八重洲二丁 目中地区第 一種市街地 再開発組合	八重洲二丁目中 地区第一種市街 地再開発事業に おいて一時滞在 施設を整備	令和6 年~ 令和 10年 予定	管理組合	清掃・設備等のメン テナンス	令和 10年 予定 ~	

【種類:備蓄倉庫】

都市再生安全確保施設に係る事項		事業に係る事項			管理に係る事項			
番号	施設の名称	所有者	実施主体	芸体事業内容実施 期間管理主体管理の内容		管理の内容	実施 期間	
1	防災備蓄倉庫 (既存) (東京ミッドタウン八重洲)	管理組合	八重洲二丁 目北地区第 一種市街地 再開発組合	八重洲二丁目北 地区第一種市街 地再開発事業に おいて一時滞在 施設を整備	平成 30年 ~ 令和4 年	八重洲セント ラルタワー管 理組合	清掃・設備等のメン テナンス	令和4 年~
2	防災備蓄倉庫 (既存) (YANMAR TOKYO)	セイレイ興産 株式会社	セイレイ興産 株式会社	都市再生特別地区 において一時滞在 施設を整備	令和2 年~ 令和4 年	セイレイ興産株式会社	清掃・設備等のメン テナンス	令和4 年~
3	防災備蓄倉庫 (東京駅前八重洲一丁目 東B地区第一種市街地再 開発事業)	管理組合	東京駅前八 重洲一丁目 東B地区第一 種市街地再 開発組合	東京駅前八重洲 一丁目東B地区 第一種市街地再 開発事業におい て一時滞在施設 を整備	令和3 年~ 令和7 年予 定	管理組合	清掃・設備等のメン テナンス	令和7 年予 定~
4	防災備蓄倉庫 (八重洲二丁目中地区第 一種市街地再開発事業)	管理組合	八重洲二丁 目中地区第 一種市街地 再開発組合	八重洲二丁目中 地区第一種市街 地再開発事業に おいて一時滞在 施設を整備	令和6 年~ 令和 10年 予定	管理組合	清掃・設備等のメン テナンス	令和 10年 予定 ~

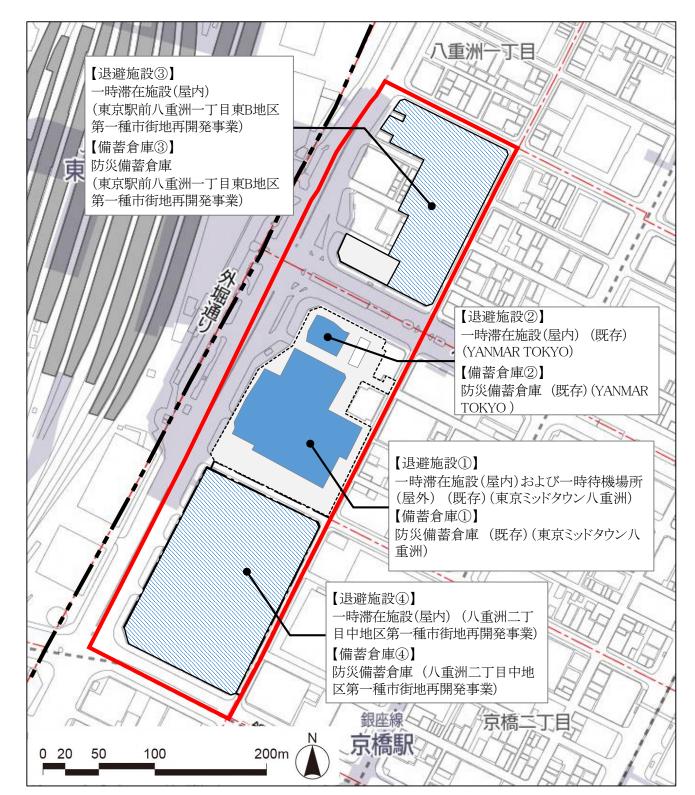


図7. 防災施設及び備蓄倉庫位置図

8

- 2-2. その他の滞在者等の安全の確保のために実施する事業 (法第19条の15第2項第四号関係) 現時点において、2-1に記載のとおりである。
- 2-3. 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務 (法第19条の15第2項第五号関係)

表5に記載の一時滞在施設・防災備蓄倉庫の所有者は、中央区帰宅困難者支援施設運営協議会に参加し、一時滞在施設運営マニュアルの作成、防災訓練などを通じて、滞留者等の安全の確保を図る。

本地区においては、継続的な連携・協議・調整を行う場として、市街地再開発事業者を中心にエリアマネジメント協議会の設置が検討されている。エリアマネジメント協議会に関わる事業者などは、中央区帰宅困難者支援施設運営協議会に参加し、本協議会の下位組織である地区委員会の設置を検討するなど、相互協力体制を構築する。

2-4. 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項 (法第19条の15第2項第六号関係)

一斉帰宅抑制及び災害時の帰宅困難者の円滑な案内のため、施設内において平時より「中央区 防災マップアプリ」の周知を行う。

3. 参考

【用語の定義】

• 来街者施設および来街者数

滞在者・居住者以外の者が利用する旅客施設以外の施設を来街者施設とし、来街者数は、東京の被害想定における「都内滞留者数の目的別内訳」のうち「屋外被災者数」および「滞留場所不明人口」の合計値とする。

• 就業者施設および就業者数

就業を目的とした者が利用する施設を就業者施設とし、就業者数は、東京の被害想定に おける「都内滞留者数の目的別内訳」のうち「屋内被災者の業務」の値とする。

• 災害時歩道等滯留者数

地震発生直後に屋外の歩道等に滞留する者を災害時歩道等滞留者とし、災害時歩道等滞留者数は、来街者数および超高層建物(16階以上の建物)以外の建物を利用する就業者数の合計値とする。

• 都市再生安全確保施設

都市再生特別措置法第19条の15により規定される、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な施設(「退避経路」、「退避施設」、「備蓄倉庫」、「非常用電気等供給施設」、「その他の施設」)として、その整備等について都市再生安全確保計画に定められた施設。

• 退避施設

大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な一定期間退避するための施設で、本計画においては、中央区帰宅困難者支援施設運営計画書における「一時滞在施設(屋内)および一時待機場所(屋外)」がこれに該当する。

• 備蓄倉庫

大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な備蓄倉庫。